

## 八王子市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

平成20年8月11日施行  
平成23年4月1日改正  
平成25年5月31日改正  
平成26年1月3日改正  
平成26年10月1日改正  
平成27年4月10日改正  
平成28年4月1日改正  
平成29年7月1日改正  
平成31年4月1日改正

### (目的)

第1条 この事業は、児童扶養手当受給者等の自立を促進するために、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業（「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日付職発0329第21号厚生労働省職業安定局通知。以下「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」という。）及び「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日付雇児発第0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社援発第0329第77号同省社会・援護局長連名通知）に基づく事業をいう。）及び母子家庭等就業・自立支援事業等を活用することで、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、八王子市とする。

### (対象者)

第3条 対象者は、原則として児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象としないものとする。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力の被害者であって、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者についても、市長が必要と認める場合には対象とすることができるものとする。

### (策定員)

第4条 プログラムの策定員については、母子・父子自立支援員及び就業支援専門員並びに職業紹介等を行う企業等へ委託をする母子家庭等就業・自立支援センターの業務従事者とする。

### (事業の内容等)

第5条 本事業は、個々の児童扶養手当受給者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより自立目標を設定したうえで、個々の児童扶養手当受給者のニーズに応じた子育て・生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定して支援を行うとともにアフターケアを実施する事業であり、内容は次のとおりとする。

(1) 面接の実施

児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の受給資格認定時・現況届提出時や保育所の申込み時等あらゆる機会を捉え、プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、相談窓口へ来所した者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、相談者の意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施する。

(2) 就業支援申込書の作成

プログラム策定の前段階として、就業及び自立のための相談を受け、必要項目を短時間で把握可能な「就業支援申込書（以下「申込書」という。）（別紙様式）」を作成し、プログラム策定の基礎とする。申込書は、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するため面接結果を踏まえて対象者ごとに作成するものとする。

(3) プログラムについて

① プログラムの内容

相談後、自立に向けた課題を相談者と策定員が一緒になって整理・分析し、相談者のニーズに応じたプログラムを策定することとし、内容は別に定める様式のとおりとする。

② プログラムの策定

きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するため、相談者の生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを相談者ごとに策定することとする。

さらに、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業、生活保護受給者等就労自立促進事業及び母子家庭等就業・自立支援事業等の就業支援策の活用について十分な説明や助言等を行う。この場合において、必要に応じて、相談者の児童の保育等に関し、特別の配慮を行うことができる。

なお、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の決定がなされた場合は、プログラムの策定前に支援を実施する。

また、策定員は、策定したプログラムについては必ず上司（策定員が職業紹介等を行う企業等へ委託をする母子家庭等就業・自立支援センターの業務従事者の場合は、八王子市のひとり親家庭の自立支援を主管する課の担当主査とする。以下同じ）

に報告することとする。

③ 目標達成後のアフターケアについて

ひとり親が自立した状況を維持するためには、プログラムで設定した目標を達成した後についても、定期的な面談等により、就業状況や生活状況を確認し、ニーズに合わせて適切なサービスを提供する必要がある。

このため、プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また、更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援を行うなど、アフターケアの実施に努めるものとする。

(関係機関等との連絡調整)

第6条 相談者の支援内容については、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な証明や情報提供等を十分に行う。

なお、市に相談に来た者だけでなく、ハローワーク来訪者のうち、この事業による支援が必要と思われる相談者についてはハローワークから策定員につなぐ等、労働関係機関との連携を図ることとする。

(生活保護受給者等就労自立促進事業の活用に伴う業務)

第7条 就職等支援方策を検討するため、ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立促進事業を活用することが望ましいと考えられる相談者(以下「就業自立促進事業対象者」という。)については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い、相談者に対する説明や意向の確認を十分に行い、要請書及び個人票A(生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添4-1及び別添4-2)を別に策定することとする。

なお、ハローワークに対する支援要請に際しては、個人情報の提供について相談者の同意を得るものとする。

2 策定員は、ハローワークの担当ナビゲーターとともに、就業自立促進事業対象者に対し、ハローワーク及び福祉事務所等において面接を実施する。

3 メニュー移行後もハローワークとの連絡調整が円滑に進むよう努めることとする。

(状況の把握)

第8条 策定員は、相談者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就業の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うこととする。また、プログラム策定に基づく支援により目標を達成した場合であっても、本人から相談があった場合には、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくものとする。

(関係記録の管理・秘密の保持)

第9条 策定員は、本事業において策定した関係記録を適正に管理・保存するとともに、対象者の秘密を保持しなければならない。

(関係機関との連携)

第10条 策定員は、本事業を行うに当たり、公共職業安定所その他各関係機関との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。